

総会

配布：一般

2015年7月21日

原文：英語

人権理事会

第29会期

議事日程議題3

2015年7月2日に人権理事会により採択された決議

29/5. ハンセン病患者・回復者およびその家族に対する差別の撤廃

人権理事会は、

国際連合憲章の目的、原則および規定に基づいて、

世界人権宣言にもまた基づいて、そして経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、障がい者の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および児童の権利に関する条約を含む、関連する国際人権文書を想起し、

理事会の制度構築に関する2007年6月18日の人権理事会決議5/1を想起し、

2008年6月18日の8/13、2009年10月1日の12/7および2010年9月30日の15/10の人権理事会諸決議、並びに2010年12月21日の総会決議65/215をまた想起し、

全ての人権と基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性および相互関係性を更に想起し、

ハンセン病は治癒できることまたハンセン病の人の人権は、障がいを防止できる早期の段階で

提供される治療によってかなり防ぐことができることを想起し、

世界の様々な場所で、ハンセン病患者・回復者およびその家族が、社会の平等な構成員としてのその参加に対する障害とその人権の違反と侵害に直面し続けていることを深く懸念し、そしてより一層の注意が、これらの課題に対処するために必要であることを意識し、

女性と児童を含む、ハンセン病患者・回復者およびその家族が、尊厳をもって扱われるべきでありまた慣習国際法、関連する条約および国内の憲法並びに法律の下であらゆる人権と基本的自由を享受する権利を享有することを再確認し、

ハンセン病患者・回復者およびその家族が、世界中の疾病についての誤った情報と誤解に由来する多様な形態の偏見と差別に依然として直面していることを認識し、

具体的な配慮が、ハンセン病患者・回復者およびその家族に対するあらゆる形態の差別に対処するために必要であることをまた認識し、

世界中のハンセン病患者・回復者およびその家族に対するあらゆる形態の偏見と差別を撤廃するための努力を強める必要性を念頭に置きつつ、

それに対して、政府、関連する国際連合機関、専門機関、基金および計画、その他の政府間機構並びに国内の人権機関が、理事会決議 15/10 と総会決議 65/215 の各々で、然るべき考慮を与えることを奨励された、2010年に諮問委員会により提出された¹、ハンセン病患者・回復者およびその家族に対する差別の根絶のための原則と指針を実施することの重要性を強調し、

1. 諮問委員会に対し、既存の資源の範囲内から、ハンセン病患者・回復者およびその家族に対する差別を撤廃するための原則と指針の実施を、その実施を邪魔するものと一緒に、再検討する研究に着手すること、そしてハンセン病に関係を有する差別と恥辱を撤廃したハンセン病患者・回復者およびその家族の人権を促進し、保護しそして尊重するために原則と指針のより幅広い普及とより効果的な実施のための現実的な提案を含んでいる報告書を、その第 35 会期の人権理事会に

¹ A/HRC/15/30、添付文書を参照。

提出することを要請する。

2. 諮問委員会に対し、上記の報告書を推敲する場合、加盟国、適当な場合には、世界保健機関、国際連合人権高等弁務官事務所および関連する特別手続、国内人権機関および非政府組織を含む、関連する国際的なまた地域の機関の見解、並びにその各々の職務権限の範囲内で関連する国際連合機関、専門機関、基金および計画により問題に関して行われた活動を考慮することを奨励する。

3. 諸政府、関連する国際連合機関、専門機関、基金および計画、その他の政府間機構、国内人権機関並びに非政府組織に対し、諮問委員会の研究に協力することを求める。

4. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第42回会合

2015年7月2日

[投票無しで採択]